

令和元年分 申告相談会

お問い合わせ先 泉崎村役場 総務課税務係 (☎0248-53-2113)

平素より税務行政等につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。さて、村では所得税・復興特別所得税の申告「確定申告」及び村民税・県民税の申告「住民税申告」の相談会を行います。

当相談会では、申告書の作成だけでなく、申告が必要かどうか判断できない場合や、申告制度の内容に関する相談等に応じますので、お気軽にご利用ください。

なお、期限内申告は、「確定申告」「住民税申告」ともに3月16日(月)までです。

・会場	泉崎村役場 村民ホール
・期間	令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)
・相談日	日程表の通り
・受付時間	午前の部 8:30～11:30 午後の部 13:00～15:30

1 確定申告が必要な方

令和2年1月1日現在、泉崎村に住んでいて、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に、次の項目のいずれかに該当する人。

- (1) 農業・営業・その他の事業などで事業所得のあった人。
- (2) 次に該当する給与所得者
 - ・給与以外の所得があった人。(20万円以上)
 - ・日雇・パート収入などで、給与支払報告書が勤務先から村へ提出されていない人。
 - ・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などの各種所得控除を受ける人。
- (3) 次に該当する公的年金所得者
 - ・公的年金以外の所得があった人。(20万円以上)
 - ・配偶者控除・扶養控除・医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦(寡夫)控除などの各種所得控除を受ける人。
 - ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を口座振替等により納付し、その納付額について社会保険料控除の適用を受ける人。
- (4) その他、各種所得がある人。
(譲渡所得、一時所得、不動産所得、退職所得、配当・利子所得など)

※上記以外の方でも所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告が必要です。

※令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

※青色申告、損失の繰越し、住宅借入金特別控除(ローン控除)の1年目、贈与税、消費税等を含む申告については白河税務署にて申告をお願いいたします。

2 申告相談日程表

・会場	泉崎村役場 村民ホール
・期間	令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)
・受付時間	午前の部 8:30～11:30 午後の部 13:00～15:30

※地区割りはあくまでも目安ですので都合の良い日にご来場ください。また、期間の後半は混雑しますので早めの来場をお勧めします。

2月	自治組合等の名称		3月	自治組合等の名称	
	午前	午後		午前	午後
17(月)	踏瀬上 踏瀬1	二原 踏長	2(月)	富久保 天王山	榎内
18(火)	踏瀬2、3	新道 離山	3(火)	都橋 谷地久保	外ノ入 中ノ内
19(水)	高屋 根岸	寄川 坊頭窪	4(水)	新田上、中	新田下 烏川、観音山
20(木)	太田川1	太田川2	5(木)	堂ノ下1、2	堂ノ下 3、4、5
21(金)	太田川3、4	太田川5、6	6(金)	上町上1	上町上2 山寺
25(火)	共栄1、2	長峯1、2 弥栄	9(月)	上町中	昭和 下町1の1
26(水)	十軒 十軒前	十軒前1 休場山	10(火)	下町2、3	下町4 南栄
27(木)	新宿	下宿	11(水)	瀬知房上、中	瀬知房下
28(金)	館 小林	中宿 八丸	12(木)	瀬知房後、富内	下原、愛宕町
土日祝日は除きます。			13(金)	屠胴原 1、2、3	庭渡神社
			16(月)	八雲神社	

3 申告に持参する必要書類など

- ・ 本人確認書類
番号確認書類（マイナンバーカード・通知カード等）と身元確認書類（免許証等）
- ・ 税務署から確定申告書やハガキが送付されている場合はその用紙
- ・ 給与や公的年金等の源泉徴収票
- ・ 印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・ 収支内訳書（営業・農業・不動産所得がある方）
領収書及び収入代金と支出経費がわかる帳簿
- ・ 社会保険等の領収書
（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等）
- ・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・ 医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書
人ごと・医療機関ごとに金額を事前に整理した上でお越しく下さい。
医療費の領収書の提示は必要ありませんが、明細書の記載内容の確認のため、税務署から確認を求められる場合がありますので、領収書は保存する必要があります。
- ・ 医療費控除の特例を受ける方はセルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（人間ドックの領収書やインフルエンザの予防接種等の領収書）
- ・ 障害者認定されている方で障害者控除を受けるときは、障害者手帳や療育手帳など
- ・ 要介護認定されている方で障害者控除を受けるときは、障害者控除対象者認定書
- ・ 譲渡所得がある場合には契約関係書類など
- ・ 雑損控除（台風で被害のあった方）を受ける方は、罹災証明書又は被災証明書、修理等にかかった金額のわかるもの（領収書）、保険会社等から受け取った給付金などの金額のわかるもの
- ・ 寄付金控除を受ける方は寄付金の領収書または控除証明書
- ・ 他申告する際に証明になるもの
- ・ 申告相談の結果によっては、所得税の還付申告になる場合があります。その際には、還付先預金通帳（本人名義）もしくは、金融機関名・支店名・口座番号・預金の種類がわかるものが必要です。

4 住民税の申告が必要な方

令和2年1月1日現在、泉崎村に住所がある方で次の要件に該当する方は、住民税の申告をしてください。

- ・ 給与所得者で年末調整をされていない給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円以下の方
- ・ 公的年金等の受給者で扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除などの各種控除を受けようとする方
- ・ 営業、農業、不動産などの所得のある方で、昨年1年間の合計所得額が所得税の所得控

除合計金額より少ない方

- ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減、国民年金保険料の減額・免除の申請をする場合は申告をしていないと軽減などが受けられない場合があります。
- ※所得額の記載がある所得証明書の発行が必要な場合（村営住宅、児童扶養手当、その他各種助成金等の手続き、勤務先などへの扶養親族の届出など）は申告してください。
- ※扶養されている方（被扶養者）は扶養している方（扶養者）からの申告がされていれば、被扶養者自身が申告していなくても、「非課税証明書」が発行できます。

5 ID（利用者識別番号）とパスワードの取得について

村では原則として、令和元年分の確定申告相談受付分の確定申告書のデータ送信を行います。昨年までは相談受付した確定申告書とお客様控えを印刷して、確定申告書に印をいただき税務署に送っていました。

今回より、お客様控えのみを印刷し、確定申告内容をデータで税務署に送る形になります。しかしながら、データ送信を行うためには、個人を認識するためのID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）が必要となります。

・ 事前のID取得・確認のお願い

IDとパスワードの取得は、村の確定申告相談受付会場でも受付期間中のみ取得は可能ですが、申告相談受付業務と並行で行いますので、混雑が予想されます。

つきましては、事前にIDとパスワードの取得をお願いいたします。

なお、以前にe-Tax（イータックス）での申告を行っている方はIDを取得していますのでご確認ください。

事前のID取得・確認については白河税務署までお問い合わせください。

白河税務署 電話 0248-22-7111（音声案内で「2」番を選択してください。）

6 その他

※申告相談は、事業主又はその事業内容に詳しい方が行いましょう。申告に間違いがある場合、加算税が発生する場合があります。

※農業・営業・不動産等の収支内訳書は、事前に記帳・計算したものをお持ちください。また、記帳した帳簿、領収書等は7年間の保存義務がありますので、ご注意ください。

※医療費は、人ごと・医療機関ごとに金額を事前に整理した上でお越しく下さい。

※扶養親族がいる場合は扶養親族のマイナンバーを把握しておいてください。（村外の方を扶養している場合）

※税務署と村では、会場で長時間待たなくても自宅でいつでも申告書を作成できる国税庁「e-Tax」による確定申告をお勧めしています。日中お忙しくて会場に来られない方は是非ご利用ください。